

ウイルス感染拡大予防のための  
糸満市農村環境改善センター利用の制限に関するガイドライン

**1. 目的**

このガイドラインは、感染拡大が懸念される新型コロナウイルス等への持続的な対応を踏まえた糸満市農村環境改善センターの利用に際して、イベント主催者等において、「新しい生活様式」を徹底することを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

**2. 適用期間**

このガイドラインは令和3年11月29日から適用する。

**3. 用語の定義**

イベント等	クラスターが発生する恐れがある催物や「三つの密」のある集まり。
イベント主催者	イベントを企画し、開催する者。
運営者	実際に会場でイベントの進行、管理等を行う者。 市、受託者又は施設管理者を示す。
大声	「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

**4. 対象**

糸満市農村環境改善センターで実施される、会議、セミナー、講演会等

**5. 開催可否判断の目安**

「6. イベント開催等における必要な感染防止策」を遵守した上で、下記により開催の可否を判断するものとし、別表に収容可能人数の上限を示す。

- 1) 沖縄県又は糸満市が策定した「業種別ガイドライン」に対応した業種となる場合は、それに基づき開催することとする。
- 2) 各イベント等主催団体及び本ガイドラインと沖縄県対処方針、国の事務連絡等で示した感染防止策・考え方の内容が異なる場合は、より強い感染拡大防止策を求めているガイドラインに応じた対応を図り開催するものとする。
- 3) 今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、上記の取扱いに変更があり得ることに留意するものとし、本ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。

## 別表

	収容定員	人数上限(収容率)	
		大声なし(収容率100%)	大声あり(収容率50%)
ホール	500人	500人	250人
研修室	80人	80人	40人
調理室	40人	40人	20人
和室	25人	25人	12人

**6. イベント開催等における必要な感染防止策**

施設利用者及びその参加者は、下記の感染防止策を徹底するものとし、沖縄県対処方針、国の事務連絡等で示した感染防止策・考え方の内容が異なる場合は、より強い感染拡大防止策を求めているガイドライン等に応じた対応を図り開催・参加するものとする。

**①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底**

□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

\* 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、⑧反復・継続的に声を発すること」との定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

\* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。

- \* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。
- \* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

## **②手洗、手指・施設消毒の徹底**

- こまめな手洗手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）
- 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施

## **③換気の徹底**

- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底
  - \* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。
  - \* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。
  - \* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

## **④来場者間の密集回避**

- 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
- 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築
  - \* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。
- 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保
  - \* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。

## **⑤飲食の制限**

- 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- 食事中以外のマスク着用の推奨
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛
  - \* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

## **⑥出演者等の感染対策**

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する
  - \* 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する。
  - \* 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）

## **⑦参加者の把握等**

- 入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
  - \* 国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。
  - \* 原則、参加者全員に対してアプリダウンロード又は名簿作成などの追跡対策を徹底。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
  - \* チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起
- 参加者への呼びかけ
  - \* 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。